

労働者派遣法に基づくマージン率の公開について

平成24年10月1日の労働者派遣法改正により、マージン率を公開することが義務付けられました。マージン率とは、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣労働者に支払う賃金の差額の割合です。

令和3年4月1日付 派遣労働者数	65人
令和3年4月1日付 派遣先事業所数(実数)	13事業所
令和3年4月1日付 労働者派遣に関する料金の額の平均額	11336円(8時間 全業務平均)
令和3年4月1日付 派遣労働者の賃金の額の平均額	8576円(8時間 全業務平均)
令和3年4月1日付 マージン率平均	24.3%

$$\text{マージン率} = \frac{(\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額})}{\text{派遣料金の平均額}}$$

派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

訓練内容 マナー研修・安全衛生教育・スキルアップ研修等

キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先

相談窓口 株式会社ウイズ (電話番号 0794-64-0280)

派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

労使協定を締結している (協定書の有効期間終期 令和4年3月31日)

・労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 原則として弊社と派遣労働契約を締結する全ての派遣労働者

会社名 株式会社ウイズ
許可番号 派28-301428